

県北広域振興局長告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浄法寺町土地改良区（二戸市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年5月6日

県北広域振興局長 東大野 潤 一

1 就任

理事

安ヶ平 力 男 二戸市浄法寺町中前田57番地

2 退任

理事

安ヶ平 千 悦 二戸市浄法寺町和泉田128番地